地域医療支援病院承認に係る審査概要

法 :医療法(昭和23年法律第205号)

規則:医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)

告示:厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者(平成10年厚生省告示105号)

申請者	学校法人近畿才		病院名		
	理事長 世耕 弘成			(生駒市乙田町1248番地1)	
Ij		承認基準等		申請内容	判定等
1. 開設者 (法第4条第1項、告示)		①国 ②都道府県 ③市町村 ④特別医療法人 ⑤公的医療機関 ⑥医療法人 ⑦民法法人(社団・財団) ⑧学校法人 ⑨社会福祉法人 ⑩独立行政法人労働者健康福祉機構 ⑪保険医療機関であるエイズ治療の拠点病院 ⑫保険医療機関である地域がん診療拠点病院		、 	適
2. 紹介率 (①から③までのいずれか) (法第4条第1項第1号) (法第16条の2第1項第6号) (規則第9条の16第6号)		①紹介率が80%以上であること ②紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上であること。		②に該当紹介率 69.7%([/I) 逆紹介率 62.8%(I/I) ※令和2年度実績	適
		③紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上であること。		I 紹介患者数 8,726人 II 初診患者数 12,519人 II 逆紹介患者数 7,860人	
(法第4 (法第16	. 共同利用 条第1項第1号) 条の2第1項第1号) 9条の16第1号)	①共同利用に関わる規定を 営規定等に明示されている。 ②二次医療圏に所在する。 登録制度(利用医師等登録 設けていること ③共同利用に関する情報を 医療従事者に対し提供する。 ④共同利用のための専用のに確保すること	Nること 医療機関の 録制度)を を、地域の Fること	・開放型病床運用規定 ・医療施設共同利用運用規定 ・164医療機関登録 ・西和医療圏) ・担当者:	適
(法第4 (法第16	. 救急医療 条第1項第2号) 条の2第1項第2号) 9条の16第2号)	①重傷の救急患者に対し する体制を常に確保する ②重症の救急患者の治療を に必要な施設を常に確保 ③ア、イのいずれか満たす ア、救急患者数÷救急医療 ×1,000≥2 イ、年間の救急搬送患者の が1,000件以上	ること を行うた。 ますること すこと 寮圏人口	•三次救急対応(救急告示) •地域災害拠点病医院	適
(法第4 (法第16	5. 研修 条第1項第3号) 条の2第1項第3号) 9条の16第3号)	地域の医療従事者の資質(るための研修を年12回) と			適

6. 病床数 (法第4条第1項第4号) (規則第6条の2)	200床以上(但し、知事が必要と認めた場合を除く。)	•一般 518床	適		
	法第21条第1項の規定により病院が有しなければならない施設(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所等)の他、以下の施設を有すること				
	集中治療室(法第22条第1号)	有(ICU 8床、NICU 10床)	適		
7. 構造設備 (法第4条第1項第5号)	 化学、細菌及び病理検査施設 (法第22条第4号)	 有	適		
(規則第21条の5)	病理解剖室(法第22条第5号)	有	適		
	研究室(法第22条第6号)	 有	適		
	講義室(法第22条第7号)	有(4室)	適		
	図書室(法第22条第8号)	 有	適		
	救急用又は患者輸送用自動車 (法第22条第9号)	有(1台)	適		
	医薬品情報管理室(法第22条第9号)	 有	適		
8. 諸記録 (法第16条の2第1項第4号) (法第16条の2第1項第5号)	保存・管理 諸記録の管理に関する責任者及び担 当者を定めること	管理責任者:病院長 管理担当者:経営管理部 課長補佐	適		
(規則第9条の17) (規則第9条の18)	閲覧 閲覧に関する責任者、担当者及び閲 覧の求めに応じる場所を定めること	閲覧責任者:病院長 閲覧担当者:経営管理部 課長補佐 閲覧場所:医療情報管理室	適		
9. 委員会 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)	当該病院に勤務しない学識経験者等 をもって主として構成される委員会 を設置すること	有 委員10名 (院外6名、院内4名)	適		
1 O. 相談体制 (法第16条の2第1項第7号) (規則第9条の19)	当該病院内に患者相談窓口及び担当 者を設け、患者からの相談に適切に 応じる体制を確保すること	有 外来中央受付(相談窓口) 担当者:専門相談員	適		
総合所見 法令及び厚生労働省局長通知で示されている体制等の要件に適合してい					